



兵庫労働局発表
平成28年5月30日

担当	兵庫労働局労働基準部監督課
	課長 片野 圭介
	主任監察監督官 妹尾 裕治
	電話 078(367)9151
	FAX 078(367)9165

平成27年の定期監督等の概要を公表します

～ 定期監督等を実施した県内事業場のうち、約77%で法令違反がありました ～

兵庫労働局（局長 中山明広）では、このたび、管内の労働基準監督署が平成27年に実施した定期監督等の概要について取りまとめましたので、公表します。

1 定期監督等の実施状況（概要）

実施件数 4,370件、違反事業場 3,360件、違反率 76.9%

《主要な違反内容》

(1) 労働基準法関係

①労働時間 25.8% ②割増賃金 14.6% ③労働条件明示 13.9% ④就業規則 11.9%

(2) 安全衛生法関係

①健康診断 18.4% ②安全基準 17.0% ③作業主任者 4.8%

2 送検実績（概要）

送致件数 38件

《送検実績の内訳》

①死亡・重大災害 17件 ②労災かくし 2件 ③定期賃金の不払 6件
④労働時間 6件 ⑤その他 7件

(注1) 「定期監督等」とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場に対し実施する立入検査のことをいいます。

(注2) 労働基準監督官には、事務所・工場への立入り、事情聴取や帳簿関係書類の検査などの権限が与えられています。

(注3) 事業場の現状を的確に把握するため、定期監督等は、原則として予告することなく実施しています。

(注4) 定期監督等の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

兵庫労働局及び管下労働基準監督署は、「労働者が安心して働くことのできる職場環境」を目指し、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止、労働災害の防止等を重点として、積極的に監督指導等を実施してまいりましたが、本年度は特に、長時間労働にかかる労働基準法違反の防止を徹底するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1ヶ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等を重点として監督指導を行うこととしています。

なお、重大又は悪質な事案に対しては、これを看過することなく司法警察権限を行使し、送検結果を公表しています。

1 定期監督等の実施状況

(1) 業種別の内訳

ア 実施件数、実施率

製造業	1,260 件	28.8 %
建設業	1,122	25.7
商業	706	16.2
保健衛生業	419	9.6
接客娯楽業	297	6.8
運輸交通業	152	3.5
その他の業種	414	9.5
計	4,370	100.0

イ 違反率（高い業種）

接客娯楽業	85.5%
保健衛生業	83.5%
運輸交通業	81.6%
商業（卸売業、小売業等）	80.6%
製造業	75.9%
建設業	72.3%

(2) 主要な違反事項

ア 一般労働条件関係

労働時間に関する違反（労基法 32 条他違反）	1127 件（25.8%）
割増賃金に関する違反（労基法 37 条違反）	636 件（14.6%）
労働条件の明示に関する違反（労基法 15 条違反）	608 件（13.9%）
就業規則の作成等に関する違反（労基法 89 条違反）	521 件（11.9%）

イ 安全衛生関係

健康診断に係る違反（法第 66 条） 805 件（18.4%）

【業種別の健康診断に係る違反状況】

製造業	270 件／違反率 21.4%
建設業	28 件／違反率 2.5%
商業	193 件／違反率 27.3%
接客娯楽業	80 件／違反率 26.9%
保健衛生業	119 件／違反率 28.4%
運輸交通業	42 件／違反率 27.6%

機械・設備等の危険防止措置に関する

安全基準に係る違反（法第 20 条～第 25 条） 742 件（17.0%）

作業主任者の選任等に係る違反（法第 14 条） 209 件（4.8%）

定期自主検査に係る違反（法第 45 条） 200 件（4.6%）

2 送検実績

(1) 労働基準法等違反被疑事件

労働時間	6 件
賃金（定期賃金不払等）	6 件
その他の労働基準法等違反	4 件
計	16 件

(2) 労働安全衛生法等違反被疑事件

死亡・重大災害等	17 件
労災かくし	2 件
その他の労働安全衛生法等違反	3 件
計	22 件

平成27年定期監督等における違反件数・違反率（内訳）

《労働基準法等違反》

◎ 業種別主要条文の違反件数

	実施件数	違反件数				
		労働基準法				最低賃金法 (最賃効力)
		労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	
製造業	1,260	148	382	187	122	53
建設業	1,122	13	36	14	6	2
運輸交通業	152	31	70	26	32	0
貨物取扱業	45	4	16	3	4	0
商業	706	178	231	143	138	26
金融広告業	29	5	6	4	3	1
通信業	4	0	1	0	1	0
教育・研究業	80	20	38	29	15	1
保健衛生業	419	94	152	103	103	21
接客娯楽業	297	81	119	81	67	22
清掃・と畜業	41	6	12	5	6	0
上記以外	215	28	64	41	24	13
合計	4370	608	1127	636	521	139

◎ 業種別主要条文の違反率

	実施件数	違反率				
		労働基準法				最低賃金法 (最賃効力)
		労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	
製造業	1,260	11.7%	30.3%	14.8%	9.7%	4.2%
建設業	1,122	1.2%	3.2%	1.2%	0.5%	0.2%
運輸交通業	152	20.4%	46.1%	17.1%	21.1%	0.0%
貨物取扱業	45	8.9%	35.6%	6.7%	8.9%	0.0%
商業	706	25.2%	32.7%	20.3%	19.5%	3.7%
金融広告業	29	17.2%	20.7%	13.8%	10.3%	3.4%
通信業	4	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
教育・研究業	80	25.0%	47.5%	36.3%	18.8%	1.3%
保健衛生業	419	22.4%	36.3%	24.6%	24.6%	5.0%
接客娯楽業	297	27.3%	40.1%	27.3%	22.6%	7.4%
清掃・と畜業	41	14.6%	29.3%	12.2%	14.6%	0.0%
上記以外	215	13.0%	29.8%	19.1%	11.2%	6.0%
合計	4370	13.9%	25.8%	14.6%	11.9%	3.2%

※ 上記「違反件数」欄の「最低賃金法(最賃効力)」は、兵庫県最低賃金額(平成27年1月1日～同年9月30日:776円、平成27年10月1日～同年12月31日:794円)以上の賃金を、最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払っていないもの。

《労働安全衛生法等違反》

◎ 業種別主要条文の違反件数

	実施件数	違反件数			
		作業主任者	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	1,260	135	249	156	270
建設業	1,122	65	433	20	28
運輸交通業	152	0	7	4	42
貨物取扱業	45	1	6	1	7
商業	706	4	24	10	193
金融広告業	29	0	0	0	8
通信業	4	0	0	0	1
教育・研究業	80	0	0	2	9
保健衛生業	419	2	1	1	119
接客娯楽業	297	0	2	0	80
清掃・と畜業	41	0	6	0	10
上記以外	215	2	14	6	38
合計	4370	209	742	200	805

◎ 業種別主要条文の違反率

	実施件数	違反率			
		作業主任者	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	1,260	10.7%	19.8%	12.4%	21.4%
建設業	1,122	5.8%	38.6%	1.8%	2.5%
運輸交通業	152	0.0%	4.6%	2.6%	27.6%
貨物取扱業	45	2.2%	13.3%	2.2%	15.6%
商業	706	0.6%	3.4%	1.4%	27.3%
金融広告業	29	0.0%	0.0%	0.0%	27.6%
通信業	4	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
教育・研究業	80	0.0%	0.0%	2.5%	11.3%
保健衛生業	419	0.5%	0.2%	0.2%	28.4%
接客娯楽業	297	0.0%	0.7%	0.0%	26.9%
清掃・と畜業	41	0.0%	14.6%	0.0%	24.4%
上記以外	215	0.9%	6.5%	2.8%	17.7%
合計	4370	4.8%	17.0%	4.6%	18.4%

過去5年間の定期監督等の推移

◎ 監督件数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
製造業	1,478	1,381	1,378	1,291	1,260
建設業	1,521	1,401	1,188	1,248	1,122
運輸交通業	205	287	247	188	152
貨物取扱業	37	26	50	30	45
商業	927	854	872	860	706
金融広告業	58	33	74	71	29
通信業	9	15	26	7	4
教育・研究業	66	48	122	69	80
保健衛生業	311	351	363	347	419
接客娯楽業	576	287	368	355	297
清掃・と畜業	56	38	84	59	41
上記以外	225	238	291	238	215
合計	5,460	4,944	5,037	4,763	4370

◎ 違反率の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
製造業	72.5%	74.1%	73.9%	79.9%	75.9%
建設業	70.0%	71.7%	70.1%	69.0%	72.3%
運輸交通業	76.6%	79.1%	78.1%	87.2%	81.6%
貨物取扱業	75.7%	65.4%	62.0%	73.3%	64.4%
商業	79.9%	79.3%	80.2%	82.7%	80.6%
金融広告業	79.3%	66.7%	66.2%	83.1%	72.4%
通信業	44.4%	46.7%	34.6%	42.9%	25.0%
教育・研究業	74.2%	79.2%	76.2%	76.8%	85.0%
保健衛生業	85.5%	77.8%	79.9%	86.5%	83.5%
接客娯楽業	85.1%	78.4%	85.1%	84.8%	85.5%
清掃・と畜業	66.1%	71.1%	82.1%	81.4%	63.4%
上記以外	70.4%	69.7%	72.7%	73.1%	70.2%
合計	75.2%	74.8%	75.3%	78.3%	76.9%